

| | |
|-----------------------------------|------------------------------------------------------|
| <h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1> | 発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 |
| | 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日) |
| | |

目 次

| 規 則 | ページ |
|----------------------------------|-----|
| ◎高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○保安林の指定予定の通知（5件）（治山林道課） | 2 |
| ○保安林の指定（" "） | 3 |
| ○保安林の皆伐面積の限度（" "） | 3 |
| ○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（漁業管理課） | 4 |
| ○公共測量の実施の通知（2件）（用地対策課） | 4 |
| ○公共測量の終了の通知（" "） | 4 |
| ○道路の区域変更（道 路 課） | 4 |
| 公 告 | |
| ○都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画課） | 4 |
| ○開発行為に関する工事の完了（" "） | 4 |

 規 則

高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成29年12月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第83号
高知県特定商取引に関する法律施行細則の一部を改正する規則
 高知県特定商取引に関する法律施行細則（平成12年高知県規則第117号）の一部を次のように改正する。
 第2条中「第66条第7項」を「第66条第6項」に改める。
 別記様式（裏面）を次のように改める。

（裏面）

特定商取引に関する法律（抜粋）
 （報告及び立入検査）

第66条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役員提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者（以下「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～5 略

6 第1項若しくは第2項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第1項若しくは第2項（これらの規定を第5項において準用する場合を含む。）又は第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（都道府県が処理する事務）

第68条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

第71条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)・(2) 略

(3) 第66条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第1項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第66条第2項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第2項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第74条 法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1)・(2) 略

(3) 前3条 各本条の罰金刑

2 略

備考 1 この身分証明書は、転任し、又は退職したときには、直ちに返納しなければならない。
 2 この身分証明書の有効期間は、発行の日から1年間とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第743号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡奈半利町字長谷乙4576の6、字奥ノ又乙4600の5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字長谷乙4576の6・字奥ノ又乙4600の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び奈半利町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第744号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町大西字ハイトコ158、1191、字タキノハナ1194、1195、字竹ノナロ1318、1319の1、1319の2、1320、1321の1、1321の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ハイトコ158・1191・字タキノハナ1194・1195・字竹ノナロ1318・1319の1・1319の2・1320・1321の1・1321の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第745号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡樽原町下西の川861、864
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
下西の川861・864（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第746号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡樽原町後別当537の2、551（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
後別当537の2・551（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第747号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡樽原町影野地513から515まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供す

る。) **高知県告示第748号**
 次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定に係る保安林の所在場所
 須崎市吾井郷字猴川丙119、柔田山字栗ノ木甲1151
- 2 指定の目的
 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
 字猴川丙119（次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第749号
 森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成29年度第4次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。
 平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度
 1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林
 (単位 ヘクタール)

| 同一の単位 | 皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地 | 水源かん養保安林 | 土砂流出防備保安林 |
|--------|-------------------------|----------|-----------|
| 1 室戸地区 | 室戸市 東洋町 | 19.13 | 502.24 |
| 2 奈半利 | 奈半利町 田野 | 690.77 | 189.67 |

| 川 | 町 安田町 北川村 馬路村 | | |
|-----------|------------------------------------------|----------|--------|
| 3 安芸川 | 安芸市 芸西村 | 282.46 | 177.76 |
| 4 夜須川 | 香南市 | 4.06 | 2.48 |
| 5 物部川 | 高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部 | 769.79 | 106.51 |
| 6 吉野川上流 | 南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村 | 1,286.18 | 80.10 |
| 7 鏡川 | 高知市の一部 | 163.88 | 8.94 |
| 8 本川地区 | いの町の一部 | 565.67 | 20.58 |
| 9 仁淀川 | 高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村 | 557.66 | 130.10 |
| 10 新荘川 | 須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部 | 114.52 | 122.46 |
| 11 四万十川上流 | 中土佐町の一部 構原町 津野町の一部 四万十町の一部 | 1,301.13 | 197.01 |
| 12 伊与喜川 | 黒潮町の一部 | 38.90 | 47.64 |
| 13 四万十川 | 宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部 | 1,279.77 | 359.51 |

| | | | |
|-----------|------------------------|----------|----------|
| 14 大方地区 | 黒潮町の一部 | 69.45 | 79.30 |
| 15 松田川 | 宿毛市の一部 | 94.00 | 144.04 |
| 16 下ノ加江川 | 土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部 | 45.44 | 26.68 |
| 17 土佐清水地区 | 土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町 | 179.64 | 156.46 |
| 計 | | 7,462.45 | 2,351.48 |

2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

| 同一の単位 | 皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地 | 干害防備保安林 |
|-----------------------|--------------------------------------------|---------|
| 1 安芸林業事務所管内 | 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 | 6.44 |
| 2 中央東林業事務所管内 | 高知市 南国市 香南市 香美市 | 0.00 |
| 3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内 | 本山町 大豊町 土佐町 大川村 | 9.14 |
| 4 中央西林業事務所管内 | 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村 | 1.10 |
| 5 須崎林業事務所管内 | 須崎市 中土佐町 構原町 津野町 四万十町 | 10.68 |
| 6 幡多林業事務所管内 | 宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町 | 6.78 |
| 計 | | 34.14 |

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

| 同一の単位 | 皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地 | 保健保安林 |
|-----------------------|--------------------------------------|--------|
| 1 安芸林業事務所管内 | 室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 | 71.02 |
| 2 中央東林業事務所管内 | 高知市 南国市 香南市 香美市 | 3.38 |
| 3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内 | 本山町 大豊町 土佐町 大川村 | 40.11 |
| 4 中央西林業事務所管内 | 土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村 | 21.96 |
| 5 須崎林業事務所管内 | 須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町 | 3.88 |
| 6 幡多林業事務所管内 | 宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町 | 0.00 |
| 計 | | 140.35 |

高知県告示第750号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

| | |
|---------|---------|
| 高岡郡中土佐町 | 戸 田 哲 司 |
| 〃 | 岩 本 保 洋 |
| 〃 | 井 上 陽 夫 |

(2) 加入区の名称

矢井賀加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成29年12月1日から同月15日まで

(2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合矢井賀支所

高知県告示第751号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年11月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成29年11月1日から平成30年2月28日まで

3 作業地域

安芸市東浜地内

高知県告示第752号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成29年11月15日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類

公共測量（水準測量）

2 作業期間

平成29年11月13日から平成30年3月15日まで

3 作業地域

南国市、香南市及び香美市

高知県告示第753号

田野町長から平成29年8月高知県告示第568号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年11月10日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年12月1日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|-----------------------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 吾川郡仁淀川町森字 次右衛門畑6430番2 から 吾川郡仁淀川町森字 長須瀧6438番まで | 前 | 10.3 30.5 | 171 |
| | 後 | 26.3 51.0 | 171 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定によりいの町から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画下水道（いの町公共下水道）

2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課及びいの町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号 | 開発区域に含まれる 地域の名称 | 開発許可を受けた 者の住所及び氏名 |
|--------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| 平成29年9月25日 29高都計第344号 | 香美市土佐山田町間 字鎌田丸49番1ほか | 高知市宝永町5番 12号 入野 美智代、入 |

| | | |
|---------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------|
| | | 野 幸人 |
| 平成29年11月15日 29高都計第483号 | 高岡郡四万十町東大 奈路字源太夫谷519 番地ほか14筆 | 高岡郡四万十町古 市町11番24号 株式会社生田エン タプライズ 代表 取締役 生田 政 嗣 |